

 <b>JWRC</b> <b>水道ホットニュース</b>	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a></p>
---	---

## 大韓民国の水道法等について（その2）

### 4. 大韓民国の水道法一概要一

[施行 2009.7.31] [法律 第9401号、2009.1.30、他法改正]

(訳注)

以下は、大韓民国の水道法の中から、第1条(目的)、第2条(責務)、第5条(全国水道総合計画の立案)、第6条(水需要管理目標制の実施)、第12条(水道事業の経営原則)、第18条(施設基準等)、第23条(水道施設運営管理業務の委託)、第24条(浄水施設運営管理士)、第26条(水質基準)、第28条(浄水処理基準)、第56条(韓国上下水道協会の設立)、第74条(水道施設に対する技術診断等)、第75条(国庫補助等)について、条文(仮訳)を紹介するものである。

#### 第1章 総則

##### 第1条(目的)

この法律は、水道に関する総合的な計画を立案し、水道を適正かつ合理的に設置及び管理し、公衆衛生を向上させ生活環境を改善することを目的とする。

##### 第2条(責務)

- 1 国は、全ての国民が良質の水を供給されるように水道に関する総合的な計画を立案し、合理的な施策を講じて水道事業者に対する技術支援及び財政支援に努めなければならない。
- 2 特別市長、広域市長及び道知事(以下「市・道知事」という。)並びに市長、郡首及び区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ。)は、管轄区域の住民が良質の水を供給されるように水道水源の管理等に努めなければならない。
- 3 特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)は、管轄区域の住民に水道水が安定的に供給されるように水道施設の管理等に努め、道知事は管轄区域の水道事業者に対して技術的及び財政的支援をしなければならない。
- 4 水道事業者は、水道を計画的に整備して水道事業を合理的に経営し、水道水を安全で適正に供給するように努めなければならない。
- 5 全ての国民は、国が推進する水道に関する施策に協力し、水道水を合理的に使用するように努めなければならない。

##### 第3条(定義)、第4条(水道整備基本計画の策定)

##### 第5条(全国水道総合計画の立案)

- 1 環境部長官は、国の水道政策の体系的発展、用水の効率的利用及び水道水の安定的供給のために水道整備基本計画を基とする全国水道総合計画(以下「総合計画」という。)を10年ごとに策定しなければならない。
- 2 総合計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
  - 一 人口、産業、土地等水道供給の条件に関する事項
  - 二 水道水の需要見通し

- 三 水道供給目標及び政策方向
  - 四 広域上水道の需要見通し及び開発計画
  - 五 地方上水道の需要見通し及び開発計画
  - 六 村落上水道の需要見通し及び開発計画
  - 七 農漁村生活用水の需要見通し及び開発計画
  - 八 工業用水道の需要見通し及び開発計画
  - 九 上水源の確保及び代替水源の開発計画
  - 十 既存水道施設の改良計画
  - 十一 中水道の開発普及計画
  - 十二 水道事業の経営体系改善計画
  - 十三 水道技術の開発計画
  - 十四 水道人材の確保及び教育訓練計画
  - 十五 水道事業の投資及び財源調達計画
  - 十六 水道水の水質改善に関する事項
  - 十七 水道施設の情報化に関する事項
- 3 環境部長官は、総合計画を策定するため、関係中央行政機関の長、市及び道知事並びに関係する機関団体の長に、総合計画の策定に必要な資料の提出を要請することができる。
- 4 環境部長官は、総合計画を策定する場合、関係中央行政機関の長、市及び道知事(以下「関係機関の長」という。)と予め協議し、策定された総合計画を関係機関の長に通知しなければならない。
- 5 環境部長官は、水道供給政策の変更等で総合計画の重要な事項が変更されれば、国土海洋部長官、特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)に、水道整備基本計画の変更を要請することができる。〈改正 2008. 2. 29〉
- 6 環境部長官は、総合計画が立案された日から 5 年が経過すればその妥当性を再検討して、これを変更しなければならない。

#### 第 6 条(水需要管理目標制の実施)

- 1 市及び道知事は、水道事業の効率性を高めて水道水の需要管理を強化するため、1 人当たり適正水使用量等を考慮して管轄市、郡及び区(自治区をいう。以下同じ。)別水需要管理目標を定めて、これを達成するための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を 5 年ごとに立案して環境部長官の承認を受け、環境部長官は総合計画を承認する前に、国土海洋部長官と協議しなければならない。立案された総合計画を変更する時も同様とする。〈改正 2008. 2. 29〉
- 2 市長、郡首及び区庁長は、総合計画を施行するため、次の各号の事項が含まれた計画(以下「施行計画」という。)を策定して、市及び道知事の承認を受け、策定された施行計画を変更する時にも承認を受けなければならない。ただし、特別市及び広域市の場合、第 1 号及び第 2 号に関する事項は特別市長と広域市長が施行計画を策定し施行する。
- 一 年次別漏水量を減らす目標及び事業計画
  - 二 年次別有収水量を増やす目標及び事業計画
  - 三 中水道及び節水設備等水節約施設の年次別普及目標及び推進計画
  - 四 その他水の節約及び水利用の効率性を高めるために大統領令で定める事項
- 3 環境部長官及び関係行政機関の長は、第 1 項による水需要管理目標を達成できない市、郡及び区に対しては、その市、郡及び区が施行する次の各号の事業又は行為に対する承認・許可等を出さないことがある。特別な理由もなく総合計画及び施行計画の承認を受けない特別市、広域市及び道(以下「市・道」という。)並びに市、郡及び区についても同様である。
- 一 一般水道事業
  - 二 都市開発事業、産業団地及び観光地等の開発
- 4 環境部長官及び関係中央行政機関の長は、第 1 項による水需要管理目標の成果により、市・道及び市、郡及び区に対する支援を別に行うことができる。

第 7 条(水道水源保護区域指定等)、第 8 条(水道水源保護区域の管理)、第 9 条(住民支援事業)、第 10 条(財源等)、第 11 条(水道水源保護区域の費用負担)

## 第 12 条(水道事業の経営原則)

- 1 水道事業は、国、地方自治体又は韓国水資源公社が経営することを原則とする。ただし、地方自治体等の代わりに民間事業者によって水道水を供給することが必要と認められる場合には、その限りではない。
- 2 水道事業者は、水道事業を経営する場合、合理的な原価算定による水道料金体系を確立して、水道施設の整備拡充及び水道に関する技術向上に努めなければならない。
- 3 水道事業者は、第 2 項による水道料金体系を確立する場合に、需要者の水節約を促し需要者が水の供給を受けるのに要する費用及び事業の継続性を維持するために必要な財源を、料金収入で確保するように努めなければならない。

第 13 条(営利行為禁止等)、第 14 条(中水道の設置)、第 15 条(節水設備等の設置)、第 16 条(雨水利用施設の設置)、

## 第 2 章 一般水道事業

### 第 17 条(一般水道事業の認可)

### 第 18 条(施設基準等)

- 1 一般水道事業者は、水道施設を設置する時に地震に対する安全性を考慮し、原水の質及び量、地理的条件、水道の種類及び施設の規模により、大統領令で定める基準に適合する一般水道の水道施設を具備しなければならない。
- 2 水道施設に使用される水道用資材及び製品は、大統領令で定める基準に適合するものを使用しなければならない。
- 3 第 3 条第 24 号による貯水槽を設置する時には、環境部令で定める基準に従わなければならない。ただし、第 33 条第 2 項による大統領令で定める規模以上の建築物又は施設を除いた建築物又は施設に貯水槽を設置する場合に従わなければならない施設基準は、地方自治体の条例で定めることができる。

第 19 条(完工時の水質検査)、第 20 条(水道施設の保護)、第 21 条(水道施設の管理)、第 22 条(水道事業の民間資本誘致)

### 第 23 条(水道施設運営管理業務の委託)

- 1 一般水道事業者は、水道事業を効率的に運営及び管理するため、大統領令で定めるところにより水道施設の運営管理に関する業務(以下「水道管理業務」という。)の全部又は一部を、大統領令で定める専門機関又は地方自治体の水道事業者に委託することができる。
- 2 一般水道事業者は、第 1 項により水道管理業務を委託する場合、大統領令で定めるところにより水道管理業務を委託受ける者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結し、環境部令で定めるところにより環境部長官に次の各号の事項を遅滞なく申告しなければならない。
  - 一 委託契約を締結した場合にはその締結事実
  - 二 委託契約を解約した場合にはその解約事実
- 3 受託者は、その受託を受けた水道管理業務の範囲内で、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 36 条、第 37 条及び第 61 条を適用する場合、一般水道事業者とみなす。
- 4 一般水道事業者が水道管理業務を委託した場合、その委託業務の処理に対して受託者を指示及び監督しなければならない。この場合、水道水の安全で適正な供給のために必要と認められれば、資料の提出を要求することができる。

### 第 24 条(浄水施設運営管理士)

- 1 浄水施設運営管理士になろうとする者は、環境部長官が実施する浄水施設運営管理士資格試験に合格しなければならない。
- 2 次の各号のいずれか一つに該当する者は、浄水施設運営管理士になれない。
  - 一 未成年者、禁治産者又は限定治産者
  - 二 破産宣告を受けて復権していない者
  - 三 禁固以上の実刑を宣告されてその執行が終了(執行が終了したとみなす場合を含む。)した日又は執行が免除された日から 2 年が経過しない者

- 四 禁固以上の刑の執行猶予を宣告されてその猶予期間中にある者
- 五 浄水施設運営管理士の資格の取消し後3年が経過しない者
- 3 環境部長官は、第1項による資格試験に合格した者に資格証を交付しなければならない。
- 4 第3項により交付された浄水施設運営管理士資格証を他人に貸与してはならない。
- 5 第1項による浄水施設運営管理士資格試験の受験資格、試験科目、試験方法、試験の一部免除その他試験に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第25条(浄水施設運営管理士の資格取消し等)

#### 第26条(水質基準)

- 1 水道を通じて飲用を目的に供給される水には、次の各号のいずれか一つに該当する物質が含まれてはならない。
  - 一 病原性微生物に汚染されたり汚染されるおそれがある物質
  - 二 健康に害となる影響を及ぼすおそれのある無機物質又は有機物質
  - 三 審美的影響を及ぼすおそれのある物質
  - 四 そのほかに健康に害になる影響を及ぼすおそれのある物質
- 2 第1項による水質基準に関して必要な事項は、環境部令で定める。
- 3 市・道知事は、住民の健康保護等のために必要であると認定すれば、第2項による水質基準以外の項目に対して、地域別水質基準及び検査方法を条例で定めることができる。ただし、二以上の市・道に原水又は浄水を供給する広域上水道に対しては、その限りではない。

#### 第27条(水質基準違反内容の公示)

#### 第28条(浄水処理基準)

- 1 一般水道事業者は、水道を通じて飲用を目的に供給される水が病原性微生物から安全性が確保されるよう、大統領令で定める浄水処理基準を守らなければならない。
- 2 環境部長官は、一般水道事業者が第1項による浄水処理基準を遵守しない場合は、水道施設の改善等必要な措置を命じることができる。

第29条(水質検査と水量分析)、第30条(水道水評価委員会)、第31条(水道水品質報告書)、第32条(健康診断)、第33条(衛生上の措置)、第34条(貯水槽清掃業の申告)、第35条(貯水槽清掃業の営業停止等)、第36条(教育)、第37条(給水の緊急停止等)、第38条(供給規定)、第39条(給水義務)、第40条(管轄区域以外の給水)、第41条(緊急給水支援)、第42条(事業の廃業又は休業)、第43条(国が設置する水道の特例)、第44条(水道施設等の買収)、第45条(消火栓)、第46条(他の法律との関係)、第47条(村落上水道)

### 第3章 工業用水道事業

第48条(国等が設置する工業用水道)、第49条(工業用水道事業の認可)

第50条(準用規定)、第51条(国が設置する専用水道)

### 第4章 専用水道

第52条(専用上水道認可)

第53条(専用上水道に関する準用規定)

第54条(専用工業用水道に関する準用規定)

第55条(小規模給水施設)

### 第5章 韓国上下水道協会

#### 第56条(韓国上下水道協会の設立)

- 1 水道事業者、「下水道法」第18条による公共下水道管理庁、水道(下水道を含む。以下、同じ。)に関連した事業を営業者、水道に関連した学術研究分野に従事する者、その他大統領令で定める者は、水道に関する調査、研究、技術開発、その他水道の健全な発展を図るため、韓国上下水道協会(以下「協会」という。)を設立することができる。
- 2 協会は、法人とする。

- 3 協会は、その主な事業所の所在地で設立・登記をすることで成立する。
- 4 協会の事業に要する経費は、水道事業者等会員が出す会費及び事業収入金等で充当し、国、地方自治体及び韓国水資源公社は、経費の一部を予算の範囲内で支援することができる。
- 5 第1項により協会が設立されれば、水道事業者(民間水道事業者を除く。)及び公共下水道管理庁は自動的に会員になるものとする。

第57条(役員と選出方法等)、第58条(監督)、第59条(「民法」規定の準用)

## 第6章 土地等の収用と使用

第60条(土地等の収用及び使用)、第61条(他人の土地への立入り等)

## 第7章 監督

第62条(指揮・監督)、第63条(法令違反者等に対する措置)、第64条(改善命令等)、第65条(供給条件の変更)、第66条(報告の要求等)

## 第8章 補則

第67条(水道施設の管轄権)、第68条(料金等の強制徴収)、第69条(収入金の使用制限)、第70条(水道設置費用の負担)、第71条(原因者負担金)、第72条(損壊者負担金)、第73条(技術研究開発等)

### 第74条(水道施設に対する技術診断等)

- 1 水道事業者は、水道施設の管理状態を点検するため、5年ごとに環境部令で定めるところにより浄水場及び上水道管網等その水道施設に対する技術診断を実施し、その結果を反映した施設改善計画を策定して施行しなければならない。
- 2 水道事業者は、第1項による技術診断に関する業務を環境部令で定める者に代行させることができる。
- 3 水道事業者は、第1項による技術診断結果及び施設改善計画の策定及び施行結果を認可官庁に通知しなければならない。

### 第75条(国庫補助等)

国は、水道事業者に対し、水道事業に必要な費用を補助又は融資することができる。ただし、地方自治体の水道事業者が水道施設を設置又は老朽水道施設を改良する場合には、その地方自治体の財政自立度等を考慮して、大統領令で定めるところによりその費用の全部又は一部を補助することができる。

第76条(水道事業用ダムの水没民に対する支援)、第77条(国有地の売却・賃貸)、第78条(権限の委任と委託)、第79条(聴聞)、第80条(罰則適用での公務員擬制)

## 第9章 罰則

第81条(罰則)、第82条(罰則)、第83条(罰則)、第84条(罰則)、第85条(罰則)、第86条(両罰規定)、第87条(過怠金)

付 則 (省略)

(文責) センター常務理事兼技監

安藤 茂

### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h21.html>